

5-1 糸満市「新しい公共交通検討事業」合同委員会

合同委員会を下記のとおり開催した。

合同委員会開催一覧

会議名称	開催日時・場所	内容
第3回 糸満市「新しい公共交通検討事業」合同委員会	平成27年4月24日 10:00～12:00 市役所3-C会議室	○実証実験スケジュールの見直し ○実証実験検討・準備報告 糸満市～那覇空港直行バス 地域観光交通
第4回 糸満市「新しい公共交通検討事業」合同委員会	平成27年10月2日 10:00～12:00 市役所3-C会議室	○実証実験中間報告 糸満市～那覇空港直行バス 地域観光交通 ○今後の取組
第5回 糸満市「新しい公共交通検討事業」合同委員会	平成28年1月15日 10:00～12:00 市役所3-C会議室	○実証実験結果報告 糸満市～那覇空港直行バス 地域観光交通 ○次年度実証実験実施に向けた見直し (素案)
第6回 糸満市「新しい公共交通検討事業」合同委員会	平成28年2月12日 14:00～16:00 市役所3-C会議室	○次年度実証実験に向けた見直し(案) 糸満市～那覇空港直行バス 地域観光交通

平成 26 年 12 月 19 日

(設置)

第 1 条 糸満市「新しい公共交通検討事業」合同委員会(以下「委員会」という。)は、糸満市～那覇空港直行バス路線実証実験検討委員会及び糸満市地域観光交通運行計画検討委員会の連携を図るとともに、道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)の規定に基づき、地域における需要に応じた市内滞在者の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 本市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 委員会の運営方法その他委員会が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 糸満市～那覇空港直行バス路線実証実験検討委員会委員
- (3) 糸満市地域観光交通運行計画検討委員会委員
- (4) その他の市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は平成 28 年 3 月 31 日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、合同委員会において互選する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第 6 条 委員会は委員長が招集し、委員長はその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、全会一致を原則とするが、成立しない場合においては出席委員(代理出席の者を含む。)の 3 分の 2 以上の同意により決する。

4 委員会は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

5 委員は所属する行政機関、関係団体等の者をもって代理出席させることができる。

6 委員長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(傍聴)

第7条 傍聴席で委員会を傍聴しようとする者は、自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

2 委員長は、必要と認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

3 傍聴人は、議場に入ることができない。

4 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

(1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。

(3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。

(4) 飲食又は喫煙しないこと。

(5) みだりに席を離れないこと。

(6) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。

(7) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

5 傍聴人がこの規則に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(協議結果の取扱い)

第8条 委員会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(報償費)

第9条 委員が会議に出席した場合は報償費を支給する。

2 前項に規定する報償費は、出席に応じてその都度支給する。

3 委員のうち、国及び地方公共団体に属する常勤の職員である者又はこれに準ずる者に対しては、報償費を支給しない。

4 委員の報償費の支給額は、本市が定める講師等謝礼金支払基準表の規定に準ずる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、糸満市企画開発部政策推進課において処理する。

(補則)

第11条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成26年12月19日から施行する。

様式（第7条関係）

糸満市「新しい公共交通検討事業」合同委員会 傍聴人受付簿

番号	氏 名	住 所

糸満市「新しい公共交通検討事業」合同委員会 委員名簿

	現委員	所属・役職
委員長	大城 郁寛	琉球大学法文学部 教授
	島田 勝也	沖縄大学 地域研究所 特別研究員
	大城 幸和	株式会社 琉球バス交通 業務部次長
	金城 哲	ときわ交通合資会社 運行管理者
	慶田 佳春	一般社団法人 沖縄県バス協会 専務理事
	仲里 隆	有限会社美ら島 代表取締役
	源河 浩次	結株式会社 代表取締役社長
	根保 裕次	沖交労・琉球バス組合 書記長
	伊敷 幸栄	地域代表者（前糸満市自治連絡員会会長）
	大城 栄子	地域代表者（糸満市女性団体連絡協議会 更生保護女性会）
	山城 茂	地域代表者（米須自治会会長）
	屋嘉比康人	糸満市自治連絡員会 会長（真栄里自治会会長）
	宮里 邦男	地域代表者（武富ハイツ自治会会長）
	成田佳奈子	内閣府 沖縄総合事務局 運輸部 企画室長
	古堅 宗安	内閣府 沖縄総合事務局 運輸部 陸上交通課長
	當山 全浩	内閣府 沖縄総合事務局 南部国道事務所 副所長
	中地 誠	沖縄県 糸満警察署 交通課長
	真栄里嘉孝	沖縄県 企画部 交通政策課長
	目島 憲弘	一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー 国内事業部長
	松茂良英次	株式会社 南都 常務取締役
	玉城 貴志	社会医療法人 友愛会 南部病院 事務部 総務課長
	金城 寛	糸満市 建設部長
	野原 哲	糸満市 市民健康部長
	上原 司	糸満市 経済観光部長
	神谷 良昌	糸満市教育委員会 総務部長
副委員長	阿波根庸伸	糸満市 企画開発部長

5-2 糸満市～那覇空港直行バス路線実証実験検討幹事会

糸満市～那覇空港直行バス（串）と地域観光交通（団子）は密接に関連することから、糸満市～那覇市空港直行バスの検討幹事会である「糸満市～那覇空港直行バス路線実証実験検討幹事会」、地域観光交通の検討幹事会である「糸満市地域観光交通運行計画検討幹事会」を下記の通り合同で開催した。

幹事会開催一覧

会議名称	開催日時・場所	内容
「糸満市～那覇空港直行バス路線実証実験検討」・「糸満市地域観光交通運行計画検討」 第1回合同幹事会	平成27年5月8日 10：00～12：00 市役所3－C会議室	○実証実験スケジュールの見直し ○実証実験検討・準備報告
「糸満市～那覇空港直行バス路線実証実験検討」・「糸満市地域観光交通運行計画検討」 第2回合同幹事会	平成27年10月2日 10：00～12：00 市役所3－C会議室	○実証実験中間報告 ○サービス向上に向けた取り組み ○今後の取り組み
「糸満市～那覇空港直行バス路線実証実験検討」・「糸満市地域観光交通運行計画検討」 第3回合同幹事会	平成28年1月15日 10：00～12：00 市役所3－C会議室	○実証実験結果報告 ○次年度実証実験実施に向けた見直し（素案）

糸満市～那覇空港直行バス路線実証実験検討幹事会設置要領

平成 26 年 10 月 21 日 制定

(趣旨)

第 1 条 糸満市～那覇空港直行バス路線実証実験事業（以下「事業」という。）実施にあたり、事業実施の受託機関である「一般社団法人 沖縄しまたて協会」に、糸満市～那覇空港直行バス路線実証実験検討幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

2 幹事会は事業実施に資するため、実施手法等の事項に関し、総合的な見地から協議することを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 幹事会の所掌事務は次に掲げるとおりとする。

- (1) 実証実験に伴う観光プログラムの作成に関すること
- (2) 実証実験の広報活動に関すること
- (3) その他実証実験に関すること

(組織)

第 3 条 幹事会は、8 人以下で組織する。

- 2 幹事会に幹事長及び副幹事長 1 人を置く。
- 3 幹事長及び副幹事長は、幹事会において互選する。
- 4 幹事長は、会務を総理し、幹事会の議長となる。
- 5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき又はかけたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 幹事会は必要に応じて「一般社団法人 沖縄しまたて協会」が招集する。

- 2 国、県及び市職員は課員をもって代理出席させることができる。
- 3 幹事長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第 5 条 幹事会の庶務は、「一般社団法人 沖縄しまたて協会」が処理する。

(その他)

第 6 条 この要領に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は幹事長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成 26 年 10 月 21 日から施行する。
- 2 この要領は、平成 28 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

【幹事会名簿】

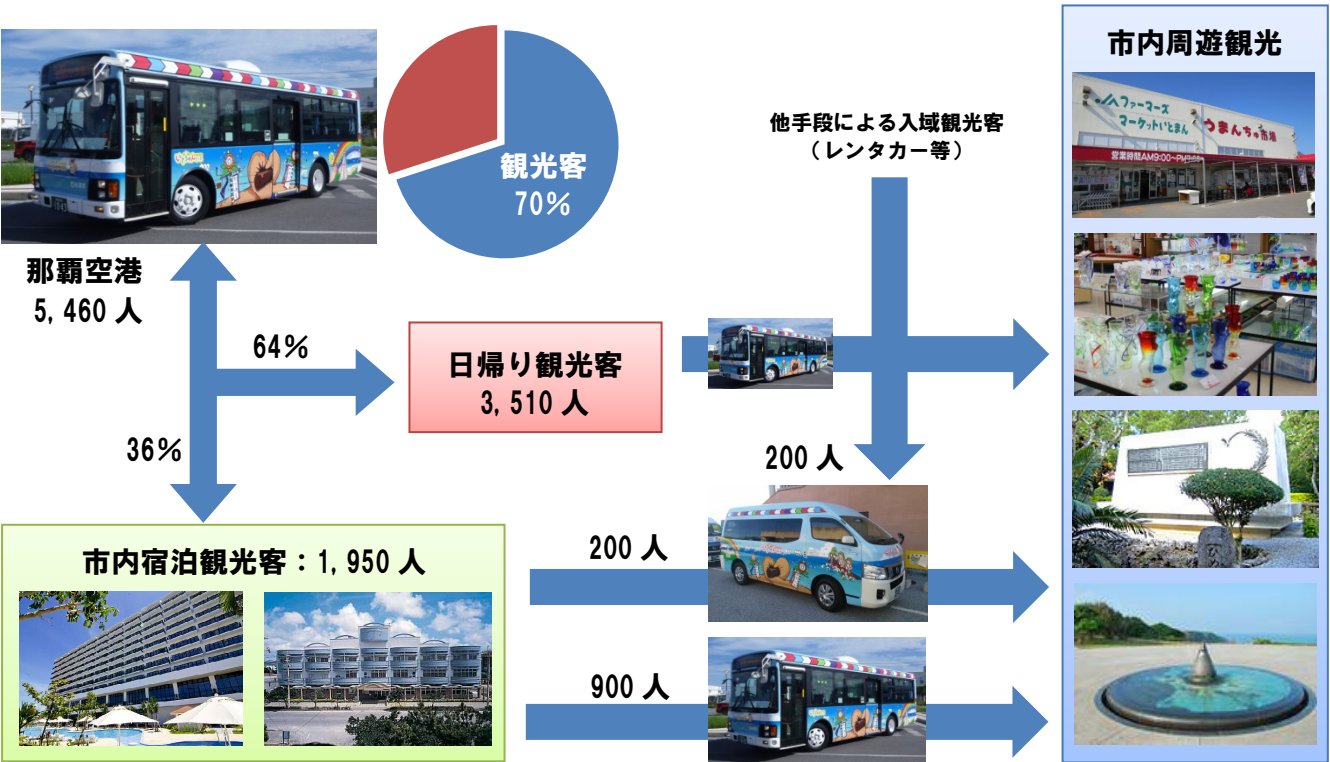
	氏 名	所属・役職
幹事 (8人)	大城 郁寛	琉球大学法文学部 教授
	大城 貢	琉球ガラス村 理事
	小橋川 共隆	株式会社 琉球バス交通 業務部 統計課 課長
	上原 兼治	公益財団法人 沖縄県平和祈念財団 常務理事兼事務局長
	林 達郎	株式会社 うちなーファーム
	仲吉 正弘	糸満市 市民健康部 市民生活環境課 参事兼課長
	新垣 行則	糸満市 経済観光部 商工観光課 課長
	阿波根 庸伸	糸満市 企画開発部長

5-3 経済波及効果について

5-3-1 いとちゃんバスによる入域観光客数の推定と経済波及化

いとちゃんバスを利用して糸満市へ訪れた県外・外国人観光客数と宿泊者数を、8月・12月に実施したOD調査及びアンケート調査、運賃収入による推定乗車人数の結果等より推計し、事業者アンケートによって得られた1人あたりの平均消費額から観光客による消費額及び経済波及効果を推定した。

推計結果による入域観光客の行動イメージ図



1人当たり平均消費額 (事業者アンケートより)	市内宿泊観光客消費額 1,950人	日帰り観光客者消費額 3,510人
宿泊費(複数泊)	15,000円	29,250,000円
土産・買物	2,000円	3,900,000円
飲食費	1,333円	15,596,100円
娯楽・入場費	1,130円	2,203,500円
交通費	1,410円	2,749,500円
小計	53,699,100円	20,614,230円
消費額合計	74,313,330円	

経済波及効果分析
産業連関表※

観光客消費による1次波及効果
(自地域生産誘発額)
推定 約8,700万円

※経済産業省：平成17年地域間産業連関表 53部門簡易分析ツール（沖縄地区）を使用

※農林水産省：平成24年度（確定値）の都道府県別食料自給率:52%（沖縄地区）を使用

(参考) 入域観光客数の推定フロー

